

長野県看護職員の需給推計について

令和2年3月24日

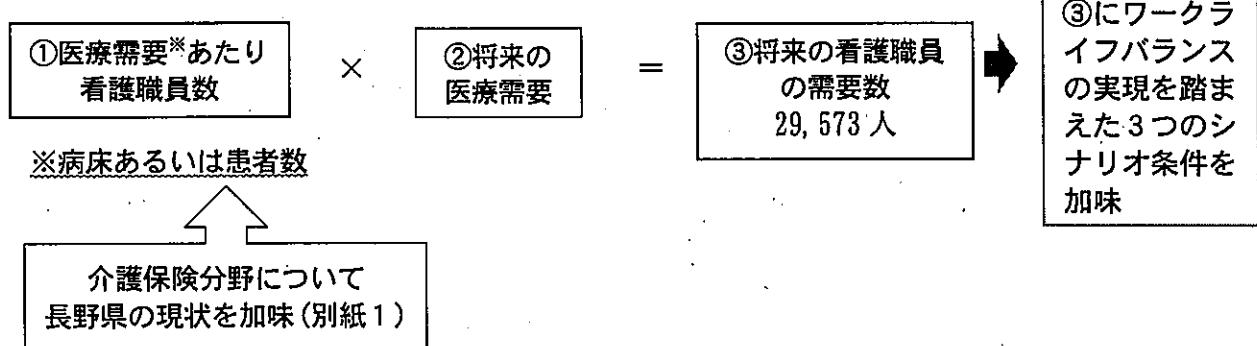
医療推進課

1 概要

- ・看護職員の需給推計は、これまで各都道府県による需要等の調査結果の積み上げ方式により行っていたが、本年2月に厚生労働省の通知により国が作成する推計ツールにより2025年における推計値を算出することとなった。
- ・今回の需給推計ツールは地域医療構想との整合やワークライフバランスの実現などの観点が盛り込まれており、推計値の取扱いについては、あくまで目安として捉えるものとされ、数値を参考に各都道府県が実情を考慮しながら需給バランスを検討するとしている。
- ・各都道府県で算出された推計値については、地域差の現状が反映されてない、需要と供給がアンバランスなどの指摘がされており、本県においても地域医療対策協議会で介護分野の需要が不足しているとの指摘が出され、県の介護分野の現状を加味した推計を行った。

2 推計結果

(1) 方 法



(2) 2025年における長野県看護職員需給推計

区分	需 要	供 給	差	(参考) 国推計
就業中の全ての看護職員の超過勤務 10時間以内、有給休暇5日以上の場合	31,147人		△1,038人	30,545人
就業中の全ての看護職員の超過勤務 10時間以内、有給休暇10日以上の場合	31,427人	30,109人*	△1,318人	30,819人
就業中の全ての看護職員の超過勤務 0時間以内、有給休暇20日以上の場合	33,451人		△3,342人	32,804人

※国の推計ツールにより、前年の看護職員数、新規就業者数等を積み上げ